

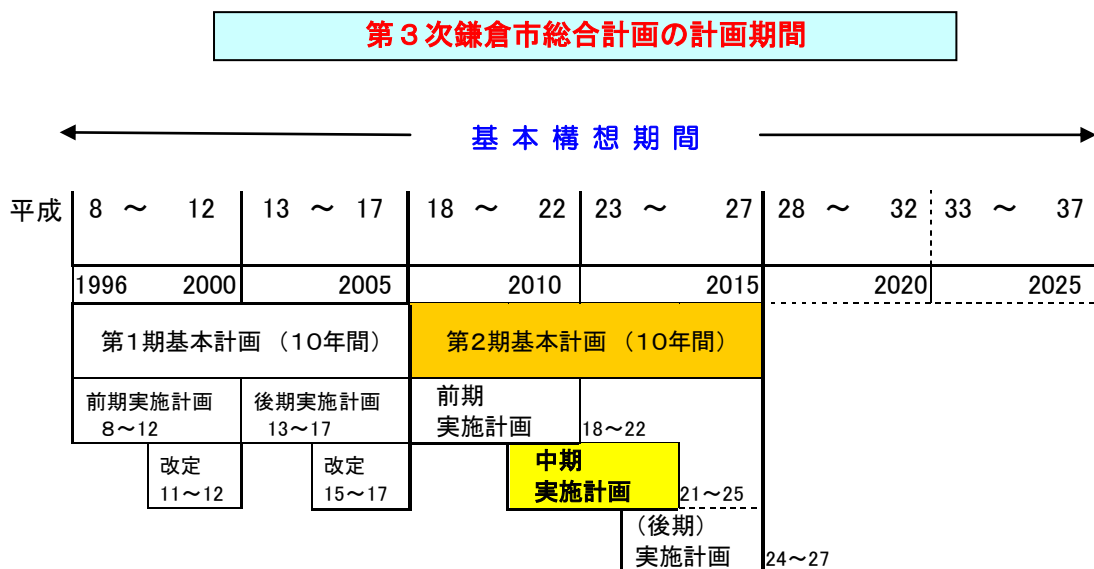
第1章 中期実施計画の概要

1 計画策定の趣旨

中期実施計画（以下、「実施計画」という。）は、第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画に掲げためざすべきまちの姿の実現に向けて、基本計画で示される「目標」や「施策の方針」を計画的・効果的に実施していくため必要とされる具体的な事業工程や経費などの概要を明らかにすることで、毎年度における予算編成や事業実施の具体的指針となる短期計画とします。

2 計画期間

計画期間は、平成21年度から25年度までの5年間とします。



なお、今後の社会経済情勢の変化や実施計画事業を取り巻く環境の変化に対応するとともに、事業内容や実施時期の変更に弾力性を持たせるため、3年目の平成23年度にローリングを実施し、平成24年度から27年度まで4年間の後期実施計画を策定することとします。

3 計画策定に向けた考え方

実施計画を取り巻く背景を見ると、年少人口など、現時点では人口の増加傾向にありますが、長期的なトレンドとしては人口減少に向かうものと予測されています。また、第2期地方分権改革により、市民に身近な基礎自治体である本市には、さらなる権限移譲と財源移譲が想定されますが、一方で、自己決定・自己責任の徹底が問われるところであり、地方分権社会に対応した持続可能な行財政基盤の確立と効果的な都市経営が求められてい

ます。

このような状況を踏まえ、実施計画を円滑に進めるためには、基本計画第2編第1章の「計画の前提」条件のもと、現実に即した事業を効率的・効果的に実施する必要があります。そのため、実施計画の策定に向けた考え方として、都市経営の視点から計画を推進するための配慮事項及び重点施策を、次のとおり定めます。

(1) 配慮事項

ア 市民・事業者・NPO等と行政の協働の推進

地方分権社会の進展に伴う行政の役割を認識した上で、新しい公共空間における市民ニーズ充足のため、市民等の力を活かす環境づくりに努めます。そのため、基本計画（WEB版）にある「市民・事業者・NPO等と行政の協働目標」を踏まえ、市民等と行政の役割分担を明確にしつつ、多くの主体との協働により、事業を効果的に進めます。

イ 公共用地・施設の有効活用

公共用地については、「土地開発公社健全化計画」に基づき、土地開発公社保有地の早期買い替えを進めるとともに、未利用市有地の活用を進めます。

施設については、市民の利便性や満足度の向上をめざし、経営的視点に立った維持・管理に努めます。また、必要な施設の建設または大規模改修においては、環境に配慮することはもとより、特に計画性を重視し、事業の年度配分を図ることとします。

ウ 情報基盤の整備

行政情報システムの基盤となる基幹システムの老朽化や新たな市民ニーズに対応するため、システムの計画的な更新を進め、業務のより一層の効率化を図ります。

エ 民間活力の導入

事業効果（市民サービス）の向上を図る視点から、事業手法は直営方式に限定せず、「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に民間活力の導入を進めるとともに、近隣自治体等との広域的連携についての検討を行います。

(2) 重点施策

基本計画にあるリーディングプロジェクトを推進するため、市民ニーズや事業を取り巻く環境を勘案し、計画期間内に積極的に取り組む重点施策は、次の3点とします。

ア 少子高齢対策の推進

人口の減少が予測され、少子高齢社会がさらに進行する中で、子育てや老後の生活などへの不安が顕在化しています。だれもが安心して子どもを産み、健やかにはぐくむ

ことのできる環境や、住みなれた地域において、健康で心豊かに暮らせる環境づくりに向けた保健・福祉・教育（学校教育、生涯学習）など一連の施策の推進と地域福祉の充実を図ります。

イ 安全安心まちづくり対策の充実

東海地震等の想定、台風による風水害などの自然災害や社会的災害の脅威が指摘されています。また、社会環境の変化などにより地域コミュニティ機能や規範意識が低下し、予期せぬ犯罪への不安が高まっています。市民の生命と財産を守るため、総合的な危機管理体制の整備を図るとともに、地域力の強化による防災・防犯機能の充実を図ります。

ウ 地域の活性化と拠点整備の推進

産業や観光の振興により、地域の活力や賑わいの創出を図るとともに、世界遺産登録にふさわしいまちづくりを進めます。また、地域の拠点整備については、諸条件の整ったものから順次取り組みます。

4 実施計画事業費の推計

実施計画事業は、基本計画の分野における「めざすべきまちの姿」の実現や「目標」・「施策の方針」を計画的・効果的に達成することを目的として、計画期間内に集中的に行うものです。

実施計画に要する経費のうち政策的な視点から市が特に行う行政サービスに充てるため、経常的経費以外の計画自由財源を活用し、実施計画事業など政策的な事業を進めるための政策的経費について、重点施策を中心に市民ニーズや計画の熟度、事業の緊急性などから、計画自由財源を活用した事業に要する経費を計画の前提と6つの将来目標・計画の推進の27分野ごとに集計しました。（表1を参照）

また、下水道事業特別会計で行う実施計画事業費については、公営企業会計の独立性を担保するため、別に集計しました。（表2を参照）

さらに、個々の事業に係る計画期間内の推計事業費については、「第2章 中期実施計画の内容」において事業ごとに示しています。なお、この事業費は計画策定時の推計として計画自由財源との整合を図っておりますが、向こう5年間における予算化を保証するものではありません。実施計画事業費を含む各年度の予算案は、その時々の財政状況等の中で編成され、議会の議決を受け、確定します。

表1 将来目標別 実施計画事業費（政策的経費） ※下水道事業特別会計を除く

分野等		期間計(単位：百万円)					事業 本数
		総事業費	国県	市債	その他	一般財源	
計画の前提		2,992	0	2,913	1	78	8
	I 市民自治	5	0	0	1	4	1
	II 行財政運営	2,988	0	2,913	0	75	7
	III 基礎条件	0	0	0	0	0	0
1		18	0	0	0	18	6
人権を尊重し、 人との出会いを 大切にするまち	1 平和・人権	1	0	0	0	1	2
	2 男女共同参画社会	10	0	0	0	10	3
	3 多文化共生社会	7	0	0	0	7	1
2		3,570	1,971	190	240	1,169	16
歴史を継承し、文 化を創造するまち	1 歴史環境	2,938	1,950	165	0	823	12
	2 文化	632	22	24	240	346	4
3		12,149	2,891	4,796	1,444	3,018	36
都市環境を保全・ 創造するまち	1 みどり	7,453	2,169	3,556	913	815	12
	2 都市景観	8	0	0	0	8	3
	3 生活環境	4,688	723	1,239	531	2,196	21
4		9,358	1,042	2,130	52	6,133	74
健やかで心豊かに 暮らせるまち	1 健康福祉	4,400	466	706	39	3,190	48
	2 学校教育	4,564	576	1,424	0	2,564	15
	3 生涯学習	115	0	0	0	115	7
	4 青少年育成	129	0	0	6	123	2
	5 スポーツ・レクリエーション	150	0	0	8	142	2
5		9,158	2,023	2,569	151	4,415	65
安全で快適な生 活が送れるまち	1 地域安全	2,482	143	305	0	2,034	20
	2 市街地整備	4,682	1,292	1,657	151	1,582	18
	3 総合交通	73	0	0	0	73	5
	4 道路整備	1,626	523	607	0	495	13
	5 住宅・住環境	100	65	0	0	35	6
	6 下水道・河川	195	0	0	0	195	3
6		3,988	1,275	686	11	2,016	24
活力ある暮らし やすいまち	1 地域情報化	1,088	0	0	0	1,088	6
	2 産業振興	2,424	1,199	604	11	609	9
	3 観光	291	59	81	0	151	5
	4 勤労者福祉	185	17	0	0	167	3
	5 消費生活	0	0	0	0	0	1
計画の推進		210	0	0	0	210	8
	1 市民参画・協働の 推進	168	0	0	0	168	4
	2 コミュニティ活動の活 性化	16	0	0	0	16	3
	3 地域福祉の推進	26	0	0	0	26	1
事業費計		41,443	9,203	13,283	1,900	A 17,058	237

実施計画総事業費のうち特定な基金の充当額(緑地保全基金など「その他」事業費の一部に含まれる)	B	1,029
--	---	-------

計画期間内の経費 (A+B)	18,087
----------------	--------

表2 下水道事業特別会計 実施計画事業費（政策的経費）

下水道事業特別会計	期間計(単位：百万円)					事業 本数
	総事業費	国県	市債	その他	一般財源	
事業費計	13,096	4,877	7,076	0	1,144	19

端数処理のため、計が合わない場合があります。

5 計画を支える財政状況

(1) 計画期間内の財政見通し

財政の見通しは、景気や消費の動向、それに伴う税収環境、税制度を含む国の制度など他律的な要素に大きく左右されるものです。

不透明な時代であるがゆえに中長期の経済動向を予測することは困難を極め、また大きな変革が進められている地方財政制度についても、いまだ様々な議論が続いている状況です。

このような中で5年先の経済情勢や財政動向を推測することは非常に難しいのが実情ですが、だからこそ可能な限り将来動向を見据えた財政の見通しを立てることが必要になるともいえます。

この財政見通しは、着実に実施計画事業を進める上での前提条件となるものですが、常に外部環境の変化を踏まえた財政の実態と照らし合わせ、状況に応じて所要財源の確保策の強化や既定経費の大幅な見直しを進めるなど、今後、実施計画事業を着実に推進するための羅針盤にもなるものです。

国の制度や景気動向が激変する中で、今後の課題として、大船駅東口市街地再開発事業などの拠点整備事業やバイオマスエネルギー回収施設整備事業など、多額の経費を要する事業が山積しています。改めて最新の社会経済情勢等をもとにした財政見通しを立て、中期実施計画を支える財源の確保や公債費の管理を行い、前述した財政見通しの大枠を維持しながら、短期的な景気変動等に柔軟に対応することで、財務規律を維持しつつ、マクロ経済の変動を緩和していくことが必要になります。

こうした状況を踏まえ、中期の財政計画において、次のとおり財政収支を見込みました。

ア 歳入

①市税

個人市民税については、平成20年11月時点の経済見通しに基づき、21年度まではマイナス成長を続け、22年度以降は景気が回復するものと予測し、22年度までの市民税はマイナスで推移し、その後プラスに転じる推計を行い、そこに人口の推移をもとにした高齢者人口の増加と労働者人口の減少に伴う影響額を加味して見込みました。なお、ふるさと納税については、現時点での影響額試算が困難であるため、この推計の中には見込んでいません。

固定資産税・都市計画税については、地価公示価格等の変動割合・鑑定価格及び変動実績と今後の建築見込みをもとに推計しました。

また、徴収率については前期財政計画に即した徴収率向上効果が継続するものとして、徴収額を見込み試算しました。

②譲与税・交付金・交付税

地方特例交付金については、経過措置として交付されている恒久的減税に伴う補てん措置は平成21年度で終わるため、22年度以降は児童手当拡充分と住宅借入金等特別控除に伴う減収措置分のみを交付額として見込みました。

また、地方消費税交付金・自動車取得税交付金は、経済成長率・物価上昇率を加味し

て試算、その他の譲与税・交付金は、平成 20 年度見込みと同額を各年度見込みました。

さらに、特別地方交付税は、平成 21 年度、「頑張る地方応援プログラム」によって時限的に措置されている 1,500 万円を加算分として見込みました。

③国・県支出金

国・県支出金は、経常的歳出に充当する分のみを計上し、そのうち扶助費等民生費に関連する支出金は、扶助費の伸びと連動した見込み額を試算しました。その他の支出金については、国の財政改革の影響により減少傾向にあることから、平成 21 年度以降過去の推移で減少していくものと想定して試算しました。

④市債

平成 21 年度は臨時財政対策債の発行可能額を 13.1 億円とし、22 年度以降は毎年度 10 億円を見込みました。

また、消防車両、清掃車両の購入に伴う市債など、経常的な事業に充てる市債分については、過去の実績値に基づいて見込みました。

⑤その他

平成 22 年度以降の繰越金については、毎年度標準財政規模の 3% (約 11 億円程度) を剰余金として見込み計上しました。その他の歳入は、過去の決算額の推移や今後の経済動向など、各歳入の実態に合わせた前提条件をもとに試算しました。

イ 歳出

①人件費

職員人件費については、現行給与制度に変更がないものとして、平成 21 年度以降の昇給率を 1.0% と見込み試算しました。なお、第 2 次職員数適正化計画を念頭に置きつつ、中期実施計画事業の必要な職員数は別途措置することとしたため、経費の増額を見込みました。

②扶助費

過去 3 力年の平均伸び率 6.1% をもとに推計しました。

③公債費

既に発行した起債分については償還計画に基づき見込みました。また、今後の発行分については、中期実施計画事業で市債を財源とする事業や土地開発公社経営健全化計画に基づく新規借入分等を勘案しました。

④繰出金

「介護保険事業特別会計」は、介護保険事業計画の実施期間 (3 年) 毎に集計した過去の実績、高齢化による介護サービス等の需要増や介護報酬の改定を想定し、平成 21 年度から 25 年度までの各年度について必要額を試算しました。繰出金額は、平成 21 年度から 25 年度まで年々増加し、平成 25 年度には 21 年度比 15.6% の増加を見込みました。

「後期高齢者医療事業特別会計」は、今後、75 歳以上の対象者が増加することから、一定割合で医療費等の増加を見込みました。

「国民健康保険事業特別会計」は、出産育児一時金の引き上げに伴う法定繰入の増分を見込みました。

「下水道事業特別会計」は、繰出金を約 30 億円と見込み、下水道事業債や資本費平準化債などの市債を有効活用し、下水道事業に必要な金額を試算しました。なお、繰出金

の合計の中には、下水道事業における政策的経費に係る一般財源約 11.4 億円を含んでいます。

⑤その他

維持補修費については、施設の老朽化に伴い、今後も拡大傾向が続くことが予想されるため、過去3カ年の推移状況に物価変動率を加味して試算しました。

また、「貸付金」、「投資及び出資金」、「普通建設事業費（経常分）」「積立金」については、過去の推移状況、平成 20 年度予算の見込み等からそれぞれ個別に積算しました。

（２）計画自由財源の推計

試算にあたっての前提となる経済成長率の見込みは、財務省及び厚生労働省の推計試算を基礎とし、最近（平成 20 年秋）の景気動向を踏まえて推計しました。

また、法令・制度等は、平成 20 年 10 月時点において把握可能な概要をもとに試算しました。

さらに、積算はこれまでの財政計画等で用いていた「経常一般財源ベース」ではなく、予算・決算での検証がしやすいように「事業費ベース」で積算しました。なお、推計の対象となる会計は、普通会計（一般会計・大船駅東口市街地再開発事業特別会計・公共用地先行取得事業特別会計）としています。（表 3 を参照）

表 3 計画期間内における経常的事業の財政収支と計画自由財源

（単位：億円）

区 分		推 計 期 間					合 計
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
歳 入	市税	361.6	362.5	369.0	371.0	376.5	1,840.7
	譲与税・交付金等	32.9	30.5	30.9	31.3	31.7	157.3
	国県支出金	48.9	50.8	52.8	55.1	57.6	265.2
	市債	13.9	10.8	10.8	10.8	10.8	57.3
	その他	55.6	45.3	45.2	45.2	45.2	236.5
	合計 A	512.8	499.8	508.8	513.5	521.9	2,556.8
歳 出	人件費	149.3	147.8	143.5	143.0	137.7	721.2
	（うち退職手当）	13.5	15.4	13.2	15.7	13.5	71.3
	扶助費	63.2	67.0	71.1	75.5	80.1	356.9
	公債費	57.8	56.6	53.2	49.9	46.9	264.4
	繰出金	78.6	79.4	80.6	80.7	79.9	399.2
	その他	121.2	121.8	122.4	123.2	123.9	612.5
	合計 B	470.0	472.6	470.8	472.2	468.6	2,354.2
収支(A－B)		42.8	27.2	38.0	41.3	53.3	202.6
中期実施計画事業に 充当可能な一般財源		31.8	16.2	27.0	30.3	42.3	C 147.6
財産処分の促進		1.5	13.1	2.0	0.1	0.1	D 16.8
各種基金の効果的活用		4.8	5.4	2.2	2.2	2.0	E 16.6
計画自由財源(C+D+E)		38.1	34.7	31.2	32.6	44.4	181.0

これまでの決算実績等から推計した計画期間内における経常的事業の財政収支は、約 203 億円を見込みますが、これは平成 19 年度に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、一定の剰余金（毎年度 11 億円を見込む）を毎年度の繰越金として歳入に見込んだ上での収支であるため、ここから導き出される実施計画に充当可能な一般財源は約 147.6 億円となります。

この一般財源額約 147.6 億円に、計画期間内における財産処分の促進による約 16.8 億円と各種基金の効果的な活用による約 16.6 億円を加えた約 181 億円を計画自由財源として、実施計画事業を推進します。

- | | |
|---|-----------|
| ●財産処分の促進 | 約 16.8 億円 |
| － 旧市営弁ヶ谷住宅用地（1962㎡）、旧市営西泉水住宅用地（1454㎡）、旧中央公民館分館等跡地（3900㎡）、その他売却可能な普通財産の計画的な処分を進め歳入確保を図ります。 | |
| ●各種基金の効果的な活用 | 約 16.6 億円 |
| － 財政調整基金、公共公益施設整備基金のほか、特定目的基金として緑地保全基金、教育文化施設建設基金、一般廃棄物処理施設建設基金など 10 種類の基金がありますが、事業目的等に即して効果的に活用し、円滑な事業実現を図ります。 | |

6 行財政改革

限られた経営資源をより効率的に活用し最大の効果を上げるよう努力することは行政運営の基本です。このため、的確な行政評価等による「成果を重視した行政経営」、市民、行政、企業がそれぞれの立場で公共サービスの領域を担う「新しい公共空間の形成」、収入の確保やコストの縮小化など「健全な財政基盤を確立し変化に対応できる行政経営」の 3 点を基本方針とする鎌倉行政経営戦略プランにより行財政改革を進めており、この実施計画の策定に向けた考え方も同様の視点に立脚しています。

また、実施計画の計画自由財源を確保するに当たっては、旧市営住宅用地等を対象とした財産処分や歳入の大半を占める市税の徴収率の向上といった収入確保、また第 2 次職員数適正化計画による人件費の削減等の事業コストの削減など、歳入・歳出両面にわたり鎌倉行政経営戦略プランに基づく行財政改革の取組を前提としています。したがって、実施計画の実現に向け、更には計画期間中に発生する新たな行政需要や緊急課題に柔軟に対応していくためにも改革の取り組みを推進していきます。

7 計画の進行管理

実施計画の進行管理は、第 3 次鎌倉市総合計画進行管理要綱に基づき、毎年度、実施計画事業が効率的・効果的に行われているか把握し、次年度の事業査定に反映させるため、いわゆる PDCA サイクルの一環として行います。

進行管理の結果は、中期実施計画（WEB 版）において、事業工程、予算額、実績、決算額など事業の進捗状況について、随時、公表します。

【参考：下水道事業の運営】

下水道事業は準公営企業として、基本的にはその運営を独自の財源で行うことを求められています。しかしながら、財源のうち下水道使用料が占める割合は平成 20 年度予算ベースで 22.9%と低く、一般会計からの繰入金に約 30 億円を頼っているのが現状です。この繰入金が多いほど、一般会計にかかる負担は大きくなるため、採算性の向上が課題となっています。

維持管理にかかる経費については節減につとめていますが、処理場や中継ポンプ場、管きょなどの施設は、古いものでは建設後 50 年が経過するなど、老朽化が著しくなっています。今後はその修繕を行っていくほか、市街化調整区域内の下水道整備や下水道施設の耐震化工事が予定されており、多額の費用がかかる見込みとなっています。

これらの財源として、国・県の補助制度の積極的な活用を図っていきます。また、下水道使用料については、平成 18 年 10 月の鎌倉市下水道事業運営審議会からの答申に基づき平成 19 年 4 月に改定を行いました。今後も経営状況を見ながら使用料の適正化へ向け、段階的に使用料の改定を行っていきます。

下水道事業債については、平成 15 年度末残高約 570 億円をピークに平成 19 年度末には約 517 億円まで減少しました。今後も起債額と償還額のバランスに配慮しながら、事業を行っていきます。

【下水道事業特別会計の実施計画事業】

- 5-6-1-① 都市計画法・下水道法の事業認可変更
- 5-6-1-③ 山崎浄化センターの増設
- 5-6-1-④ 雨水管渠の整備
- 5-6-3-① 浸水・低地排水への対策（雨水貯留施設等）
- 5-6-3-② 浸水・低地排水への対策（岡本ポンプ場）
- 5-6-3-④ 普通河川・水路の整備
- 5-6-4-① 市街化調整区域内の生活排水処理
- 5-6-6-① 雨水幹線の劣化診断及び改修
- 5-6-6-② 雨水排水施設の修繕
- 5-6-6-③ 鎌倉処理区污水管渠等の修繕
- 5-6-6-④ 大船処理区住宅団地污水管渠等の修繕
- 5-6-6-⑤ 污水管路施設の耐震化
- 5-6-6-⑥ 七里ガ浜浄化センターの改修
- 5-6-6-⑦ 汚水中継ポンプ場の改修
- 5-6-6-⑨ 雨水排水施設等の耐震化
- 5-6-6-⑩ 七里ガ浜浄化センターの耐震化
- 5-6-6-⑪ 山崎浄化センターの耐震化
- 5-6-7-① 河川等の親水環境の整備
- 5-6-8-① 山崎浄化センター西側上部利用